

成瀬ダム住民訴訟控訴審判決に対する知事コメント

平成27年4月10日に仙台高等裁判所秋田支部に控訴提起された、成瀬ダム建設工事費負担金に係る公金支出差止等請求控訴事件に関する判決が、本日、同裁判所から言い渡されました。

この判決では、控訴人側の訴えが全て却下又は棄却されており、一審に引き続き、成瀬ダム建設工事費負担金の支出が違法ではないとの県の主張が認められた内容となっております。

今後とも、関係法令を遵守し、河川行政の運営に努めてまいります。

平成29年4月26日

秋田県知事 佐竹 敬久